

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	所在地	連絡先
訪問看護ステーション しおり (本社)	千葉県柏市富里 1-1-2 渡辺ビル 201	04-7160-2666
訪問看護ステーションしおり サテライト柏 7丁目	千葉県柏市柏 7-10-15	04-7197-6663
訪問看護ステーションしおり サテライト柏の葉	千葉県柏市若柴 264-1 デュオセーヌ柏の葉キャンパス 1階4号	04-7186-6163
訪問看護ステーションしおり サテライト若柴	千葉県柏市若柴 2-20 富澤事務所 2階	04-7190-5656
訪問看護ステーションしおり サテライト我孫子	千葉県我孫子市寿 2-7-4 グレース寿 201	04-7199-3870
管 理 者	太 田 達 郎	
副 管 理 者	岡 村 真 弥	
サービス種類	訪 問 看 護 理学療法士 等の訪問によるリハビリ	
介護保険指定番号	1 2 6 2 1 9 0 2 7 0号	
サービス提供地域	柏市 我孫子市 松戸市 流山市	

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平 日	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0
土 曜 日・祝日	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0
定 休 日	日曜 その他 12/30 ~ 1/3 ※必要に応じて対応

(3) 職員体制

	人数
管 理 者	1名
副 管 理 者	1名
看 護 師	26名
准 看 護 師	1名
理 学 療 法 士	5名
作 業 療 法 士	4名
言 語 聴 覚 士	2名
総 務	6名

2024年4月1日改正

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護・訪問リハビリのサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護・訪問リハビリのサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護・訪問リハビリのサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護・理学療法士等によるリハビリのサービス提供に努めます。

3 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

電 話：04-7160-2666
担 当 者：太田達郎
受 付 時 間：午前 8:30 ～ 午後 5:30

行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、お住まいの市町村及び千葉県国民健康保険団体連合会の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話 043-254-7428 ファックス 043-254-0048
柏市役所 高齢者支援課	千葉県柏市柏 5-10-1 電話 04-7167-1135 ファックス 04-7167-1282
我孫子市役所 高齢者支援課	千葉県我孫子市我孫子 1858 電話 04-7185-1112 ファックス 04-7186-3322
流山市役所 介護支援課	千葉県流山市平和台 1-1-1 第2庁舎1階 電話 04-7150-6531 ファックス 04-7159-5055
松戸市役所 介護保険課	千葉県松戸市根本 387-5 電話 047-366-1111 ファックス 047-363-3200

4 利用料金

(1) 訪問看護利用料＜介護保険＞＜医療保険＞ 別紙利用料金表を参照ください。

(2) 交通費（提供地域外又は医療保険適用時）

交 通 費	1 km につき 30 円（税込）
-------	-------------------

本誌 1-(1) に記載の本社（富里事業所）からの距離（往復）に準じて算出します。

介護保険利用時でも、通常の事業の実施地域を越える場合は、上記の交通費をいただきます。

(3) その他の費用（自費）

永眠時のケア	11,000 円（税込）
衛生材料（ガーゼ / 手袋 / テープ 等）	利用者の実費負担
訪問看護指示書郵送代行料	郵送代実費負担
事務手数料（口座振替以外での料金支払いの場合）	330 円（税込）
その他希望による保険外訪問	実費相当額 + 交通費

(4) キャンセル料金

① ご利用日の営業日前の午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の営業日前の午後 5 時までにご連絡がなかった場合	2,000 円（税込）

※やむを得ない事情（ご容態急変に伴う緊急の受診や入院など）を除く

※利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

※体調不良の理由でのキャンセルの場合、看護師の訪問になる事もございますのでご了承下さい。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日以降に請求書を郵送いたします。口座振替でのお支払いの場合、毎月 26 日（26 日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）のお引き落としとなります。

なお、口座振替以外でのお支払いの場合は、事務手数料として (3)その他の費用 に記載の金額を頂きます。

(6) 領収書の発行について

口座振替にてご利用料金をお支払いの場合、原則領収書は発行致しません。

確定申告等でご入用の場合には、必要時に事業所（電話番号：04-7160-2666 受付時間：9 時～17 時）にお電話にてご依頼ください。ご依頼日から 2 営業日以内に、普通郵便にて発送いたします。

なお、速達での発送をご希望の場合は、速達料金の実費を次回の請求の際に頂戴いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、お申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護・訪問リハビリのサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。